

## 『愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ』

～発効日 平成 28 年 12 月 16 日～

愛知県内の特定の産業に適用される 7 業種の特定最低賃金について、平成 28 年 12 月 16 日から改正されます。

このため、既に 10 月 1 日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	発効日
-------	-----	-----

(地域最低賃金)

愛知県最低賃金	845円	平成 28 年 10 月 1 日
---------	------	---------------------

(特定最低賃金)

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	926円	平成 28 年 12 月 16 日
愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	896円	
愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	856円	
愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	867円	
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金	904円	
愛知県各種商品小売業最低賃金	847円	
愛知県自動車(新車)小売業最低賃金	888円	

詳しくは、愛知労働局ホームページ  
(<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。